

審査のチェックポイント

I 形式審査

A 願書

区分	審査事項	根拠法令等	備考
1	出願年月日が記載されているか。	則第1条別記様式 第1	正本, 副本について 照合 (以下同じ)
2	出願人 (1) 住所, 職業及び氏名の記載並びに押印が なされているか。 (2) 法人の場合, 主たる事務所の所在地, 名 称, 代表者の住所, 氏名が記載されてい るか。 (3) 法人を設立しようとする発起人の場合, その旨が付記されているか。 (4) 代理出願の場合, 適法な委任状が添付さ れているか。 (5) 共同出願の場合にあっては, 共同出願人 の全員について (1)ないし(4)の要件が具 備されているか。		願書添付の戸籍抄 本・定款等との照 合 委任状との照合
3	埋立区域 (1) 位置の確認。 (2) 区域の表示が実測平面図の埋立区域の法 線と一致しているか。 (3) 面積の表示が求積平面図の記載内容と一 致しているか。 (4) 2以上の区域に分割する場合, それぞれ の区域について面積が記載されているか。 又, これらの面積の表示が区域分割求積 平面図の記載内容と一致しているか。		実測平面図との照 合 求積平面図との照 合 区域分割求積平面 図との照合
4	埋立てに関する工事の施行区域 (1) 位置の確認。 (2) 区域の表示が, 実測平面図の埋立てに関		実測平面図との照合

区分	審査事項	根拠法令等	備考
	<p>する工事の施行区域の法線と一致しているが。</p> <p>(3) 面積の表示が求積平面図の記載内容と一致しているか。</p> <p>(4) 2以上の区域に分割する場合。それぞれの区域について面積が記載されているか。又、これらの面積の表示が区域分割求積平面図の記載内容と一致しているか。</p> <p>(5) 埋立てに関してなされる工事の施行区域がすべて含まれているか。埋立てに用いる土砂の採取場所（出願人が施行主体でもっぱら埋立てに用いるための場合に限る）も含まれているか。</p>		<p>求積平面図との照合</p> <p>区域分割求積平面図との照合</p>
6	<p>埋立地の用途</p> <p>(1) 用途を埋立地の用途に関する規定の趣旨に沿って具体的に定めているか。</p> <p>(2) 工業用途については少なくとも統計法による日本標準産業分類の中分類によっているか。</p> <p>(3) 用途が2以上である場合、それぞれの用途に係る埋立地の配置及び規模の概要が記載されているか。</p>	<p>S 49.6.14 通達 港管第1580号 建設省河政発57号</p>	<p>埋立地の用途及び利用計画の概要を表示した図面との照合</p>
6	<p>設計の概要</p> <p>(1) 埋立地の地盤の高さ（護岸等の天端高も含む）の記載が埋立地縦横断面図及び工作物構造図の記載内容と一致しているか。</p> <p>(2) 護岸、堤防、岸壁、その他これらに類する工作物の種類及び構造の記載が、工作物構造図の記載内容と一致しているか。</p> <p>(3) 埋立てに関する工事の施行方法の記載内容が埋立工法、埋立土砂等の種類、埋立ての施行順序、護岸先行実施等の概要が理解できるようになっているか。</p> <p>(4) 公共施設の配置及び規模の概要の記載内容が、公共施設の配置及び規模について</p>	<p>S 49.6.14 通達 港管第1581号 建設省河政発68号</p>	<p>設計概要説明書、埋立地縦横断面図及び工作物構造図との照合</p> <p>公共施設の配置及び規模について説</p>

区分	審査事項	根拠法令等	備考
7	説明した図書の記載内容と一致しているか。		
(1)	埋立てに関する工事の施行に要する期間設計概要説明書その他の添付図書の記載内容と斉合しているか。		設計の概要、設計概要説明書との照合
(2)	2以上の区域に分割して、それぞれの区域について異なる竣功期間の指定を受けようとするときは、その旨及び事由が記載されているか。	則第1条、別記様式第1、備考4	
8	添付図書の目録添付されている図書と一致しているか。		添付図書との照合

B 添付図書

区分	審査事項	根拠法令等	備考
1	埋立必要理由書埋立ての必要性について記載されているか。	S 49.6.14 通達 港管第1580号 建設省57号	
2	設計概要説明書	則第2 ②ニ	設計の概要との照合
(1)	埋立地の地盤の高さを決定した理由等について説明されているか。		
(2)	護岸、堤防、岸壁その他これらに類する工作物の種類及び構造について、選定理由、安定計算等も含め説明されているか。		
(3)	埋立てに関する工事の施行方法について、埋立工法、埋立土砂等の種類、埋立ての施行順序および護岸先行実施等の各事項ごとに整理して説明されているか。 又埋立ての施行順序についての記載のところでは、工事工程が理解できるように説明されているか。		埋立てに関する工事の施行に要する期間との照合

区分	審査事項	根拠法令等	備考
3	<p>(4) 公共施設の配置及び規模の概要について説明されているか。</p> <p>資金計画書</p> <p>(1) 埋立てに関する工事に要する費用の額及びその明細が記載されているか。</p> <p>(2) (1)の費用に充てる資金の調達方法が記載されているか。</p>	則第2③	資金調達方法を証する書類との照合
4	埋立てに関する工事に要する費用に充てる資金の調達方法を証する書類が添付されているか。	則第3⑥	
5	<p>処分計画書（埋立地を他人に譲渡し、又は他人をして使用せしむることを主たる目的とする埋立ての場合）</p> <p>(1) 則第2④の別記様式第2の様式どおりに作成されているか。</p> <p>(2) (1)の様式備考1～4に従って記載されているか。</p>	則第2④	
6	個人の出願にあっては戸籍抄本が添付されているか。	則第3①	
7	<p>法人を設立しようとする者が出願定款又は寄附行為の謄本が添付されているか。</p> <p>発起人、社員又は設立者の名簿が添付されているか。</p> <p>株式の引受、出資又は財産の寄附の状況又は見込を記載した書類が添付されているか。</p>	則第3②	国及び公共団体は不要
8	<p>既存の法人の出願</p> <p>(1) 定款又は寄附行為及び登記簿の謄本が添付されているか。</p>	則第3⑤	

区分	審査事項	根拠法令等	備考
9	<p>(2) 最近の事業年度における財産目録、貸借対照表及び損益計算書が添付されているか。</p> <p>環境保全に関し講じる措置を記載した図書</p> <p>(1) 埋立予定地周辺の環境の現況が、十分な調査結果をもとに説明されているか。</p> <p>(2) (1)の調査につき調査した機関、調査の方法、調査の年月日が明らかにされているか。</p> <p>(3) 埋立てにともなって必要となる環境影響評価について、①埋立工事による環境への影響、②公有水面を陸地に変ずるという埋立てそのものによる環境への影響、③埋立地をその用途に従って利用した場合の環境への影響の各事項ごとに、記載されているか。</p> <p>(4) 大気、水、生物（水産資源を含む）等の影響の程度と範囲その防止策等について代替案の比較検討を含めて、事前の予測と評価が記載されているか。</p> <p>(5) 説明のための必要な図書が添付されているか。</p>	則第3 ③	
10	令7条の法人の出願の場合にあっては、同条第2号に適合することを証する書類が添付されているか。	則第3 ⑩	
11	<p>法第4条第3項の権利者の同意書</p> <p>(1) 権利者の有無に関する調書が添付されているか。</p> <p>(2) 権利者の同意書が添付されているか。(権利者がいる場合)</p> <p>(3) 権利者が漁業権者である場合にあっては、総会の議事録の写が添付されているか。</p> <p>(4) 同意が得られない場合にあっては、その</p>	則第3 ⑪	

区分	審査事項	根拠法令等	備考
12	<p>旨及びその事由を記載した書類が添付されているか。</p> <p>法第10条の施設の種類及び設置者を記載した書類が添付されているか。(設置者との調整がなされている場合には、その旨の説明書が添付されているか)</p>	則第3 ㉔	
13	<p>一般平面図</p> <p>(1) 縮尺2万5千分の1以上の地形図で埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域が表示されているか。</p> <p>(2) 国土地理院の刊行した地形図に記載されているか。</p>	則第2 ㉑イ	
14	<p>実測平面図</p> <p>(1) 縮尺2千5百分の1以上の図面となっているか。</p> <p>(2) 実地測量に基づいて作成されているか。</p> <p>(3) 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域にある工作物の位置並びにこれらの区域の周辺の地形及び工作物の位置が表示されているか。</p> <p>(4) 測量した年月日、測量者の氏名及び立会人の氏名が表示されているか。</p> <p>(5) 埋立区域、工作物等の名称及びこれらの表示線にその実延長が明示されているか。</p> <p>(6) 埋立区域の背後に国有海浜地が存する場合には、それらが明示されているか。</p>	則第2 ㉑ロ	<p>背後地に既設の排水施設、取水施設その他これらに類する施設が存する場合には、これらの施設の表示も必要</p>
15	区域分割実測平面図(区域分割の場合に限る)前14と同じ。	則第2 ㉑ホ	
16	<p>求積平面図</p> <p>(1) 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域の面積を算出した方法が表示されているか。</p>	則第2 ㉑ハ	願書記載の面積との照合

区分	審査事項	根拠法令等	備考
(2)	計算に誤りがないか。		工作物構造図の埋立法線との照合
17	区域分割求積平面図（区域分割の場合に限る）前16と同じ。	則第2①へ	
18	海図	則第2①ニ	
(1)	海上保安庁刊行の海図が添付されているか。		
(2)	埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域が表示されているか。		
(3)	埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域の表示の基点が記載されているか。		
19	埋立地横断面図	則第2②イ	
(1)	縮尺、横2千5百分の1以上縦百分の1以上の図面が添付されているか。		
(2)	工作物の断面が明示されているか。		
(3)	春秋分における満潮位が明示されているか。		
(4)	埋立法線（求積線）が表示されているか。		
(5)	埋立法線（求積線）のとり方に誤りがないか。		実測平面図、工作物構造図との照合
(6)	埋立地の実延長がそれぞれ明示されているか。		設計の概要との照合
(7)	地盤の高さが正しく表示されているか。		
(8)	既存の工作物等との関連が明示されているか。		
20	埋立地縦断面図 前19と同じ	則第2②ロ	
21	工作物構造図	則第2②ハ	
(1)	縮尺百分の1以上のものが添付されているか。		
(2)	護岸、堤防、岸壁その他これらに類する工作物の構造が、それぞれ異なった断面		

区分	審査事項	根拠法令等	備考
	<p>ごとに表示されているか。</p> <p>(3) 埋立てに関する工事として築造される工作物の構造が、それぞれ異なった断面ごとに表示されているか。</p>		
22	<p>現況写真</p> <p>(1) 直前3か月以内に撮影した埋立区域等を表わす写真が添付されているか。(撮影年月日が記載されているか)</p> <p>(2) 既存の工作物及び海陸の境界の状況がはっきりと明示されているか。</p>	則第3④	実測平面図、既存の工作物構造図との照合
23	<p>埋立てに用いる土砂等の採取場所及び採取量を記載した図書</p> <p>(1) 土砂の採取量は、埋立てに必要なとされている全土量と一致しているか。</p> <p>(2) 土砂等の採取場所として(1)の土量に対応するすべての場所が表示されているか。</p> <p>(3) 土砂等の埋立地への搬入経路が表示されているか。</p>	則第3⑤	都市廃棄物、産業廃棄物の処理計画との照合(廃棄物を埋立てに用いる場合)
24	<p>埋立地の用途及び利用計画の概要を表示した図書</p> <p>(1) 願書記載の「埋立地の用途」と対応しているか。</p> <p>(2) 利用計画の概要が図書により説明されているか。</p>	則第3⑦	
25	<p>公共施設の配置及び規模について説明した図書</p> <p>(1) 埋立地の用途に照して必要となる公共施設(埋立地外のものも含む)の配置図が添付されているか。</p> <p>(2) 公共施設の施行主体、施行時期、規模、配置の選定理由等について説明されているか。</p>		願書記載の「設計の概要」の公共施設の配置及び規模の概要との照合 公共施設の配置及び規模についての説明書との照合

区分	審査事項	根拠法令等	備考
(3)	既存の公共施設に依存できる場合は、その旨の説明がなされているか。		
26	既存の工作物構造図が添付されているか。 (既存の工作物がある場合に限る)		

II 内容審査

A 埋立の必要性

区分	審査事項	根拠法令等	備考	
1	必要理由	S 49.6.14 通達 港管第1580号 建設省57号	埋立ての必要理由 書と照合、埋立地の 用途及び利用計 画図との照合	
(1)	埋立ての動機となった土地利用が埋立によらなければ充足されないか。			
(2)	埋立ての動機となった土地利用に当該公有水面を廃止するに足る価値があると認められるか。			
(3)	埋立地の土地利用開始予定時期からみて、今埋立てを開始しなければならないか。			
(4)	埋立てをしようとする場所が、埋立地の用途に照らして適切な場所と云えるか。			実測平面図及び都市計画図その他の計画図との照合
(5)	埋立地の利用形態からみて、埋立ての施行主体として適格と云えるか。			
(6)	分譲埋立ての場合、立地企業等の身代わり埋立てとなっていないか。	処分計画書及び資金計画書との照合		
2	埋立地の規模 埋立地の用途及び土地利用計画からみて、埋立地の規模が適正か。(工業用途の埋立てであって、立地予定業種が特定しているものについては、その生産規模からみて不要な部分が含まれていないか)。	S 49.6.14 通達 港管第1580号 建設省57号		

B 免許禁止基準

区分	審査事項	根拠法令等	備考
I	<p>法第4条第1項第1号</p> <p>(1) 埋立てにより地域社会にとって生活環境等の保全の観点からみて現に重大な意味をもっている干潟、浅海、海浜等が失なわれることにならないか。</p> <p>(2) 古来からの景勝地を変貌させてしまうような埋立てではないか。</p> <p>(3) 周辺の土地利用の現況からみて不釣り合いな土地利用となっていないか。</p> <p>(4) 埋立地の用途が周辺区域の都市計画法に基づく都市計画の内容と調和しているか。</p> <p>(5) 埋立ての規模及び位置が、適正かつ合理的か。</p> <p>(6) 一般廃棄物その他の廃棄物を利用して行われる埋立てにあっては、その規模及び位置が関係法令に定められた廃棄物の処理に関する計画からみて適正かつ合理的か。</p> <p>(7) 埋立地の用途から考えられる大気、水、生物等の環境への影響の程度が当該埋立てに係る周辺区域の環境基準に照して許容できる範囲にとどまっているか。</p> <p>(8) 埋立区域が水産資源保護法による保護水面に入っていないか。</p> <p>(9) (8)に該当する場合、水資源保護法第18条第1項の許可を得られる見込があるか。</p> <p>(10) 埋立区域が自然公園法による特別保護地区、特別地域、海中公園地区又は普通地域に入っていないか。</p> <p>(11) (10)に該当する場合、自然公園法所定の許可が得られる見込みがあるか。又、届出に対する特別の措置命令が出されるようなことはないか。</p> <p>(12) 自然環境保全法による原生自然環境保全地域、特別地区、海中特別地区又は普通地域に入っていないか。</p>	<p>S 49.6.14 通達 港管第1580号 建設省57号</p>	<p>実測平面図、埋立地の用途及び利用計画図及び都市計画図その他の計画図との照合</p> <p>環境保全に関して講じる措置を記載した図書との照合</p>

区分	審査事項	根拠法令等	備考
<ul style="list-style-type: none"> (13) (12)に該当する場合、自然環境保全法所定の許可が得られる見込みがあるか。又、届出に対する特別の措置命令が出されるようなことはないか。 (14) 埋立区域が鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律による特別保護地区に入っていないか。 (15) (14)に該当する場合、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律第8条の2第5項の許可が得られる見込みがあるか。 (16) 埋立区域が文化財保護法による史跡名勝天然記念物に指定された地域に入っていないか。 (17) (16)に該当する場合、文化財保護法第80条第1項の許可が得られる見込みがあるか。 			
<p>2</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 法第4条第1項第2号 護岸、その他の工作物の施工において、周辺の状況に対応して、生活環境への悪影響、水質の悪化、有害物質の拡散、にごりの拡散、水産物等への悪影響、大気汚染、騒音、振動；植生・動物への悪影響、自然景観への悪影響、文化財天然記念物等への悪影響、交通障害等の防止、その他環境保全に十分配慮した対策（護岸等の構造の選定、作業機器の選定、工事工法の選定資材等の運搬の手段及び経路、その他）がとられているか。 (2) 埋立てに用いる土砂等の性質に対応して、水質の悪化、有害物質の拡散、にごりの拡散、水産生物等への悪影響、粉塵・飛砂、悪臭、害虫等の防止、その他環境保全に十分配慮している工法（施行順序、護岸等の構造の選定、土砂等の採取、運搬・搬入方法、覆土等）がとられているか。 (3) 埋立土砂等の採取・運搬及び投入において、埋立てに関する工事の施行区域内及 			

区分	審査事項	根拠法令等	備考
	<p>び周辺の状況に対応して、生活環境への悪影響、水質の悪化、有害物質の拡散、にごりの拡散、水産生物等への悪影響、粉塵・飛砂、悪臭、害虫、大気汚染、騒音、振動、植生・動物への悪影響、自然景観への悪影響、文化財天然記念物等への悪影響、交通障害等の防止、その他環境保全に十分配慮した対策（埋立て工法の選定、作業機器の選定、埋立土等の運搬の手段及び経路の選定、土取場跡地の保全、その他）がとられているか。</p> <p>(4) 埋立てにより水面が陸地化することにおいて、周辺海域の海流、潮流の変化等から生ずる水質の悪化、水産生物への悪影響、異常堆砂、異常洗掘、航路泊地等の埋没等の防止、その他環境保全に十分配慮した対策（埋立区域の位置・面積・法線・護岸等の構造の選定、埋立てに関する工事の方法の選定、その他）がとられているか。</p> <p>(5) 埋立地の護岸の構造が、例えば、少なくとも海岸護岸築造基準に適合している等、災害防止に十分配慮されているか。</p> <p>(6) 埋立区域の場所の選定、埋立土砂の種類、海底地盤又は埋立地の地盤改良等の工事方法の選定等に関して、埋立地をその用途に従って利用するのに適した地盤となるよう災害防止につき十分配慮しているか。</p> <p>(7) 水面が陸地化することから生ずる反射波、そい波等による埋立地以外の場所の護岸等の損傷の恐れがないよう災害防止につき十分配慮した対策（護岸の構造の選定、埋立てに関する工事の方法の選定その他）がとられているか。</p>		

区分	審査事項	根拠法令等	備考
3	<p>法第4条第1項第3号</p> <p>(1) 埋立地の用途が都市計画法に基づく都市計画に違反していないか。</p>		都市計画との照合
	<p>(2) 埋立地の用途から予想される環境への影響の程度が公害対策基本法に基づく公害防止計画上許容されているか。</p> <p>(3) その他国又は地方公共団体の法律に基づく計画に違反していないか。</p>		公害防止計画との照合
4	<p>法第4条第1項第4号</p> <p>(1) 埋立地の用途に照らして、公共施設としての道路が埋立地の規模、用途、区画及び周辺の状態を勘案して、通行の安全上環境の保全上、災害の防止又は事業活動の効率上、適切な配置及び規模で設計されているか。</p> <p>(2) 埋立地の用途に照らして公共施設としての公園、緑地及び広場が埋立地の規模、用途、区画割及び周辺の状態を勘案して、環境の保全上又は災害の防止上適切な配置及び規模で設計されているか。</p> <p>(3) 埋立地の主たる用途が住宅用地である埋立地においては、公共施設としての公園、緑地広場の割合がおおむね埋立地の10%以上となっているか。</p> <p>(4) 埋立地の用途に照らして、公共施設としての排水路、終末処理施設その他の排水施設が、埋立地の規模、用途、区画割、周辺の状態及び降水量を勘案して、汚水及び雨水を有効に排出できる様な配置及び規模で設計されているか。</p> <p>(5) (1)から(4)までの公共施設以外の公共施設についても、埋立地の用途に照らして必要な範囲で適正な規模で適正に配置されているか。</p>	<p>則第5①</p> <p>則第5② S 49.6.14 通達 港管第1580号 建設省57号</p> <p>S 49.6.14 通達 港管第1581号 建設省58号</p> <p>則第5③</p> <p>S 49.6.14 通達 港管第1580号 建設省57号</p>	<p>公共施設の配置及び規模について説明した図書との照合</p>

区分	審査事項	根拠法令等	備考
5	<p>法第4条第1項第5号</p> <p>(1) 出願人が公共団体又は施行令第7条の法人となっているか。</p> <p>(2) 埋立地の処分計画において処分の相手方（国及び公共団体を除く。以下同じ）の選定方法が適正であるか。又、処分の相手方が特定している場合にあっては、その選考方法が適正であったか。</p> <p>(3) 埋立地の処分の相手方として埋立地の用途に従い自ら利用すると認められるものを選定しているか。</p> <p>(4) 埋立地の予定対価の額が、埋立地の処分により出願人が不当に受益しないようになっているか。</p>	<p>令第7</p> <p>則第6</p>	<p>則第3条第2号、第3号及び第10号の図書との照合</p> <p>処分計画書との照合</p> <p>処分計画書との照合</p>
6	<p>法第4条第1項第6号</p> <p>(1) 出願人が埋立てを遂行するに足る信用を有しているか。（過去に重大な埋立法違反をしていないか確認。</p> <p>(2) 出願人が法人（公共団体を除く）である場合にあっては、最近の事業年度における財産目録、貸借対照表及び損益計算書をもとに計算した収益率、流動比率固定資産対長期資本比率等からみて、当該法人が、その経営状態が著しく悪化しているため、埋立てを遂行するには十分な資力信用がないと認められないか。</p> <p>(3) 埋立てに要する費用の明細が適正に算定されているか。</p> <p>(4) 埋立てに要する費用に充てる資金の調達計画が万全になされているか。</p> <p>(5) 資金の調達方法は適正か。</p> <p>(6) 起債事業で実施する場合にあっては、起債の償還計画を含め十分な資金計画が立てられているか。</p> <p>(7) 資金調達方法を証する書類が十分な裏付けのある事実をもとに作成されたものか。</p>		<p>資金計画書との照合</p> <p>起債計画書の確認</p> <p>議会の予算議決書、取締役会の決議書、</p>

区分	審査事項	根拠法令等	備考
			融資証明書, 預金 残高証明書の確認

C 免許権者の免許拒否の裁量の基準（埋立ての必要性に関する項は除く）

区分	審査事項	根拠法令等	備考
1	<p>法第4条第1項各号の基準にすべて適合している場合であっても、<u>公益上の観点</u>から免許すべきでないと判断される特別な事由が存しないか。</p> <p>(例：1)</p> <p>埋立地の地盤の高さが、背後地の地盤の高さ、埋立地のその用途に従った利用、その他を総合的に判断して、排水、埋立地内での人命財産の保全等の観点から著るしく不適当と認められないか。</p> <p>(その他)</p>	S 49.6.14 通達 港管第1580号 建設省河政発57号	

D 利害関係人との調整

区分	審査事項	根拠法令等	備考
1	<p>法第5条の権利者</p> <p>(1) 埋立てに関する工事の施行区域内に、法令により公有水面占用の許可を受けた者がいないか。</p> <p>(2) (1)の「いる」場合において権利者の同意を得ているか。</p> <p>(3) 埋立てに関する工事の施行区域内に<u>漁業権者</u>又は入漁権者がいないか。</p> <p>(4) (3)の「いる」場合において<u>権利者の同意</u>を得ているか。</p>	法第4条第3項	<p>権利者の同意書との照合</p> <p>権利者の同意書及び漁協の総会の議</p>

区分	審査事項	根拠法令等	備考
(5)	埋立てに関する工事の施行区域内に法令又は慣習により公有水面より引水を為し、又は、公有水面に排水を為す者がいないか。		取録の写との照合 (出席者数についても確認のこと)
(6)	(5)の「いる」場合において、権利者の同意を得ているか。		
(7)	(1)、(3)又は(5)において、権利者の同意を得ていない場合にあっては、その同意なく免許できる合理的な事由が存するか。	法第4条第3項第2号 法第4条第3項第3号	
2	法第10条の施設		
(1)	埋立てによって、公有水面の利用に関して設置された既存の施設がその効用を妨げられることにならないか。		実測平面図及び既存の工作物構造図との照合
(2)	(1)の「さまたげられる」場合において代替施設の設置又は損害補償に関する設置者との協議が成立しているか。		法第10条の施設の種類及び設置者を記載した書類との照合
(3)	(2)の協議が成立していない場合にあっては、代替施設の設置又は損害の補償に関連して、将来、埋立てに関する工事に支障を来たさない様な見とおしがたっているか。		

E 既存の埋立権との関連

区分	審査事項	根拠法令等	備考
1	既存の埋立権に係る埋立区域に重複していないか。		実測平面図及び既存の埋立権に係る出願書等との照合
2	既存の埋立権に係る埋立区域に接続してなされる新たな埋立てにあっては、それに伴って既存の埋立権に係るものの設計の概要の変更又は、埋立区域の縮少が必要となっていないか。		

区分	審査事項	根拠法令等	備考
3	2の「必要となっている」場合においては、別途設計の概要の変更の許可申請等必要な手続きがなされていて、その内容と新たな埋立てに係る内容とが斉合しているか。		

F その他

区分	審査事項	根拠法令等	備考
1	埋立区域等の範囲の妥当性	大正 11. 4. 20 通達 発土第35号 6	
(1)	埋立地（陸地）と公有水面の境界を、潮干満の差ある水流水面にあつては春分及び秋分における満潮位、その他の水流、水面にあつては高水位を標準として定めて、埋立区域の区域が決められているか。		
(2)	埋立てに関する工事として把えるべき工事がすべて埋立てに関する工事として実施される計画となっているか。		
2	区域分割の妥当性		
(1)	埋立てに関する工事の施行区域を2以上の区域に分割し、それぞれの区域について異なる竣功期間の指定を受けたい旨の申出がある場合にあつては、その内容が、埋立てに関する工事の施行計画、資金計画、埋立地の利用開始の時期等に照して、区域分割による利益を出願人に認めるに足る妥当性を有しているか。		

- 1 埋立ての免許又は承認は、原則として、次に掲げるものについて行なうものとする。こと。
 - (1) 法令に基づき土地を収用し又は使用しうる事業のため必要な埋立て
 - (2) 国又は公共団体が行なう埋立て
 - (3) (1)に掲げるもののほか私人が行なう埋立てで公共の利益に寄与するもの
- 2 埋立ての免許に当たっては、当該埋立ての目的、出願者の資力及び信用、事業計画及び資金計画の内容、工事実施の方法等を厳重に審査し、当該埋立てを的確に遂行する意思と能力を有すると認められる場合にのみ免許するものとする。こと。
- 3 埋立権の譲渡の許可は、みだりにこれを行なわないものとし、当該許可をする場合においては、2により措置するものとする。こと。
- 4 埋立ての免許に当たっては、次に掲げる条件を附するものとする。こと。この場合において、(2)の条件について、公有水面埋立法第27条第2項の規定による登記の嘱託を行なうものとする。こと。
 - (1) 埋立地を埋立ての免許の際の使用目的以外に使用する場合には、免許権者の許可を要するものとする。こと。
 - (2) 埋立地に関する権利の設定又は譲渡については、免許権者の許可を要するものとする。こと。
- 5 既に免許を与えている埋立てで竣工認可前のものについては、4の措置を講ずる等により、埋立地の適正な使用がなされる措置をするものとする。こと。